

令和7年度 中山間地域チャレンジ支援事業 募集要項

1 目的

県内の中山間地域では、高齢化や人口減少に伴い地域を支える担い手の不足が深刻な状況にあり、農業生産活動の継続や地域コミュニティの維持が困難になりつつあります。

本事業は、地域住民だけでなく、地域運営組織や地域内外の企業や団体等の多様な主体がそれぞれの役割を發揮し、地域の創意工夫を活かした取組を支援することにより、中山間地域の活性化を図ることを目的とするものです。

2 募集する提案事業の内容

中山間地域の活性化に向けて、地域団体等が取り組む試行的な活動に対して支援します。

○事業の対象とする活動項目と取組例

① 新商品開発、加工、販路開拓	例:特産品の開発、販路の開拓
② 生活支援サービス	例:コミュニティバスの仕組みづくり、移動販売による買い物支援
③ 伝統文化の継承	例:伝統芸能や祭りの継承・復活
④ 定住促進の支援	例:空き家調査、住居の斡旋
⑤ 農業生産活動の支援	例:農作業の支援システムづくり
⑥ 農業参入者の促進	例:農作業の指導、農地や空き家の斡旋
⑦ デジタル技術活用等による地域の課題解決の取組	例:アプリを用いた安否確認と見守りシステムの運用
⑧ そのほか地域活性化を目指す取組	例:県話し合い促進事業で作成したアクションプランや地域のまちづくり計画の内容取組み

3 補助区分、対象団体及び要件

補助区分、補助対象団体および補助要件等は次のとおりとします。

補助区分	補助対象団体	支援別の補助要件
(1)ファーストステップ支援 (ソフト事業)	・中山間地域の地域組織、集落団体、自治組織、法人、その他団体等であること	・中山間地域の活性化に向けた試行的な取り組みであること
(2)ステップアップ支援 (ソフト事業)		・先進的な取り組み(広域的な取り組みや多様な主体と連携した取り組み、かつ複数(3つ以上)の活動項目に係る取り組み)であること
(3)ハード支援 (ハード事業)		・ファーストステップ支援またはステップアップ支援(ソフト事業)の実施期間中であること
(4)地域間連携支援 (ソフト事業、ハード事業)	・中山間地域の複数の地域づくり協議会、地域運営組織、自治振興会、自治会連合会(以下、中山間団体という)または中山間団体と法人が <u>一体</u> (共同申請)で実施すること ※法人との共同申請の場合は、中山間団体の地域に事務所等のない法人であること	・中山間団体を代表申請者とし、当該地域の活性化に向けた取り組みを主たる事業とすること ・ソフト事業の取り組みを必須とする。 ・ハード事業はソフト事業の取り組みに効果が高い事業のみ実施可能とする

【ハード支援の留意事項】

※ファーストステップ支援またはステップアップ支援(ソフト事業)を実施中の団体のみ申請可能とし、当該ソフト事業の実施期間中に1回限りの支援とします。

※ファーストステップ支援またはステップアップ支援(ソフト事業)とハード事業の両方に申請した場合であっても、ソフト事業のみ採択となる可能性があります。

【地域間連携支援の留意事項】

※中山間団体は、地域づくり協議会などの地域運営組織や旧旧町村または旧小学校の区域等(県 HP <https://www.pref.toyama.jp/documents/8837/hpjyusyo.xlsx>)を基に組織されている自治振興会、自治会連合会等の団体とします。

※中山間地域以外の地域運営組織、自治振興会または自治会連合会との共同申請の場合は、申請団体のうち2分の1以上が中山間団体であることとします。

※地域間連携支援は、ファーストステップ支援またはステップアップ支援の実施期間中の団体であっても、事業内容が異なる場合は実施可能です。

※事業の申請にあたり、各団体での合意形成がわかる資料の提出および市町村の同意を得る必要があります。

※ハード事業で取得した財産は、中山間団体が所有および管理することとします。

4 補助率、補助金額、さいたく件数

補助率、補助金額等は次のとおりとします。

補助対象区分	補助率	補助金額	採択件数
(1)ファーストステップ支援	定額	25万円以内/年 (最大3年間)	10件程度(うち4件程度は次世代優先枠:役員数の過半数が49才以下の団体)
(2)ステップアップ支援	定額	50万円以内/年 (最大3年間)	4件程度
(3)ハード支援	1/2以内	100万円以内	2件程度(ソフト事業実施期間中に1回限り)
(4)地域間連携支援	ソフト:定額 ハード:1/2以内	標準補助額100万円/年 (最大3年間)	1件程度

※補助金の交付にあたっては、千円未満の端数は切り捨てとする

5 補助対象経費等

中山間地域チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第4号及び別表2を確認してください。

(1)ソフト事業の支援対象経費について

①領収書、積算証明書等の支出内容を明確に証することができる書類により、その支出を確認できるものに限り、ます。

② 補助対象外となる経費

- ・交付決定前の応募等に要した経費
- ・経常的な経費(団体等運営に係る事務所等賃借料、光熱水費、通信費、人件費、既存物品の撤去費用等)
- ・団体等の構成員同士による会合の飲食費、構成員への謝礼・賃金
- ・公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

(2) ハード事業の支援対象経費について

①ハード事業の対象は10万円以上のものに限り、また、備品購入や工事の契約をする際には、原則として、競争に付することが必要となりますので、ご注意ください。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難である場合は、この限りではありません。

②補助対象外となる経費

- ・交付決定前の応募等に要した経費
- ・汎用性があり、本事業のみに使用することが確認できない備品購入経費(車両、パソコン、プリンター、タブレット端末、スマートフォン、ゲーム機、机、イス等)
- ・既存施設・設備等の撤去費用

(3)その他

- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費は補助対象外とします。
- ・事業実施に係るすべての支出証拠書類(領収書、契約書等)を保管してください。
- ・地域間連携支援において、共同申請者の企業及び関係会社からの製品調達(工事含む)等がある場合は、交付要綱第4条及び別表2の利益等排除の方法に従うものとします。

6 応募受付期間

令和7年4月1日(火)から30日(水)まで

7 応募方法

提出書類は以下のとおりとし、事業を実施する地域を管轄する各農林振興センター(企画振興課)へご連絡の上、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

事業に関するご相談については、各農林振興センター、富山県中山間地域支援・移住促進課までご連絡ください。申請書類の不備により、受付できない場合もありますので、提案内容や記載方法等については事前相談を推奨します。

○提出書類

①提案書 ②事業計画書 ③団体等概要書 ④収支予算書

※提出書類の様式の電子ファイルは以下のHPから入手できます。

<https://www.pref.toyama.jp/140406/sangyou/hourinsuisan/nousangyoson/charenji210720.html>

○書類の提出窓口

新川農林振興センター企画振興課

〒937-0863 魚津市新宿10番7号 魚津総合庁舎3階

TEL:0765-22-9136 FAX:0765-22-9154

富山農林振興センター企画振興課

〒930-0096 富山市舟橋北町1番11号 富山総合庁舎3階

TEL:076-444-4475 FAX:076-444-4518

高岡農林振興センター企画振興課

〒933-0806 高岡市赤祖父211 高岡総合庁舎4階

TEL:0766-26-8448 FAX:0766-26-8466

砺波農林振興センター企画振興課

〒939-1386 砺波市幸町1番7号 砺波総合庁舎2階

TEL:0763-32-8130 FAX:0763-32-8140

○事業に関する相談先

上記の各農林振興センターまたは富山県中山間地域支援・移住促進課 TEL:076-444-9607

8 提案事業の審査及び採択方法

事業の審査は、県が別途設置する審査会において、以下のポイントをもとに審査のうえ、予算の範囲内において採択を決定します。

なお、ファーストステップ支援およびステップアップ支援は書面審査になります。ハード支援および地域間連携支援は、審査会において申請者によるプレゼンテーションを行って頂きます。プレゼンテーションの開催日等の詳細は決まり次第個別にご連絡します。

(1) ファーストステップ支援、ステップアップ支援

審査のポイント	内 容
協働性	・地域の特性を活かした取組であること。 ・地域住民との連携が図られていること。
創造性	・新たなアイデアや先進的な取組が含まれていること。
実現性	・事業目的が明確であり、的確に課題を捉えていること。 ・事業計画に具体性があること。 ・実行可能な方法、計画及び予算が立案されていること。
目標・効果	・地域の活性化が期待できること。 ・他の地域での実施が期待できるモデル性を持っていること。

(2) ハード支援

審査のポイント	内 容
効果	・ソフト事業の実施に効果が高い取組であること。 ・地域の活性化が期待できること。 ・事業費に対して、高い効果が見込まれること。
実現性	・事業目的が明確であり、的確に課題を捉えていること。 ・事業計画に具体性があること。
モデル性	・他の地域での実施が期待できるモデル性を持っていること。

(3) 地域間連携支援

審査のポイント	内 容
主体性	・中山間地域の地域運営組織等が主体的に取り組む計画であること。 ・各団体の特徴を活かした取り組みであること。 ・地域住民との連携が図られていること
相乗性	・共同実施による相乗効果が期待できること。 ・地域外の視点や資源を取り入れた新しい取り組みであること。
創造性	新たなアイデアや先進的な取組が含まれていること。
実現性	・団体の合意形成及び市町の確認を得ていること。 ・事業計画に具体性があること。 ・実行可能な方法、計画及び予算が立案されていること。
目標・効果	・地域の活性化が期待できること。 ・他の地域での実施が期待できるモデル性を持っていること。 ・ハード事業実施の場合、ソフト事業に効果が高い取り組みであること。

9 事業のスケジュール(予定)

- | | |
|-------------|---------------|
| ①提案事業の募集 | :4月30日まで |
| ②審査・採択地区決定 | :6月上旬 |
| ③交付申請・交付決定 | :6月中下旬 |
| ④地域での事業実施期間 | :6月下旬～令和8年2月末 |

10 その他

- ・事業の詳細については、中山間地域チャレンジ支援事業補助金交付要綱、中山間地域チャレンジ支援事業実施要領をご確認ください。
- ・補助限度額等に条件を付ける場合があります。
- ・採択された事業の提案概要および事業の実績資料等を県のホームページ等に掲載し、その事業を広くPRさせていただくことがあります。
- ・応募申請書は、申請者が所属する市町に情報提供させていただきます。